業務委託契約書

株式会社○○○○○○（以下「甲」という）は、公益財団法人岩手労働基準協会（以下「乙」という）に対し、甲の社員証を作成する業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（委託業務）
甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲の社員証の作成業務とする。

第２条（委託期間）
本業務の期間は令和○○年○○月○○日より令和○○年○○月○○日とする。ただし、契約期間満了の２カ月前までに甲または乙より別段の申し出のないときは更に１年契約を延長するものとし、以後も同様とする。

第３条（委託料）
甲が乙に対し支払う委託料は、別途定める社員証作成サービス料金表による。その支払いは乙が社員証を甲に対して納品した月末締め翌月末日迄に乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第４条（成果物の権利帰属）
本業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第５条（秘密保持）
乙は、本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第６条（報告義務）
乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第７条（契約解除）
当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第８条（協議）
本契約に定めない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

甲：
岩手県○○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○○
代表取締役　○○　○○

乙：
岩手県盛岡市北飯岡１丁目 10－25
公益財団法人　岩手労働基準協会
代 表 理 事　○　○　○　○